

登録免許税の納付について

「労働者派遣事業」及び「職業紹介事業」の許可申請の際は、登録免許税が課税されます。

※「無料職業紹介事業」の許可申請については、登録免許税の納付は必要ありません。

また、「労働者派遣事業」及び「職業紹介事業」の許可更新の際も、納付する必要はありません。

① 納付額

許可申請 1 件につき **9万円**

(許可申請が却下された場合及び許可申請の取り下げがあった場合は、税務署にて還付されます。)

② 納付方法

- ・ 歳入代理店 (税金が納付できる金融機関、郵便局)
- ・ 各都道府県労働局の所在地を管轄する税務署 (長野労働局の場合は【長野税務署】) のいずれかで、**現金で納付**。

③ 労働局への許可申請

上記②により納付した『登録免許税領収証書』の**原本**を提出。(貼付せずに)

(事業主控えとして、必ずコピーを取り保管してください。)

《記載例》

都道府県労働局を管轄する税務署
※長野労働局の場合
税務署名：[ナガノ] 税務署
税務署番号：00034216

税目番号
[221]

法人の場合：法人登記事項証明の本店所在地及び法人名称
個人の場合：事業主の住所及び代表者の氏名

9万円
と記載

納付済通知書 (記入例) ¥ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

納付書 (納付書) 年度 2 2 1 税務署名 ナガノ 税務署番号 0 0 0 3 4 2 1 6 整理番号

税目 トウロクメンキヨ 本税 9 0 0 0 0

住所 (所在地) 長野市中御所〇丁目〇番地〇号 (電話番号) 026-2〇〇-〇〇〇〇

氏名 (法人名) 株式会社 △△△△ サービス (フリガナ) カブシキガイシャ △△△△ サービス

合計額 ¥ 9 0 0 0 0

9万円と記載